

鹿嶋市教育大綱

～鹿嶋市の教育，学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱～

令和7年2月
茨城県鹿嶋市

目 次

1	<u>はじめに</u>	
	(1) <u>策定の趣旨</u>	1
	(2) <u>策定の背景</u>	1
	(3) <u>教育大綱の根拠法令</u>	4
	(4) <u>教育大綱の実施期間</u>	7
	(5) <u>他計画との関連</u>	8
2	<u>本市教育の基本理念</u>	9
3	<u>基本方針</u>	10

1 はじめに

(1) 策定の趣旨

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定されるもので、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

令和4年3月策定の「鹿嶋市教育大綱」の期間中ではあるものの、近年急激に変化する社会をすべての市民が心豊かに生き抜いていくには、これまで以上に人材の育成と教育環境の充実を図ることが必要であることから、教育大綱を改めて策定するものです。

(2) 策定の背景

わが国は、人口減少と少子高齢化が進む中、技術革新やDX^{※1}によるSociety5.0^{※2}への変革期を迎えるとともに、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）^{※3}」に向かって進んでいます。また、デジタル化の進展によってもたらされた情報社会では、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人々に世界を広げる大きな機会が与えられている一方で、情報を正しく読み解く力や、あふれる情報の中から誤った情報や意図的に操作された情報を見抜く力が求められています。加えて、急速な科学技術の進歩とSociety5.0社会の到来、気候変動や未曾有の自然災害、感染症のリスクといった予測困難な時代において、自らの力で社会の変化を乗り越え、未来を切りひらいていく力を身に付けることが、これまで以上に必要になっています。

このような中、学校教育の分野においては、ICT^{※4}機器を活用した新たな学びのスタイルの普及など、急速なデジタル化が進んでおり、情報を正しく扱う能力の獲得が必要となっています。一方、社会教育の分野においては、人生100年時代の本格到来により、すべての市民が共に認め合い、学び成長し合うことのできる環境が求められています。

このため、本市では、令和4年に策定した「第四次鹿嶋市総合計画」において、「人生100年をあざやかに『鹿嶋』で生きる」という基本目標を掲げ、多様なライフスタイルを応援するための施策を推進しています。

※1 DX (デジタルトランスフォーメーション)

Digital Transformation の略で、デジタル技術を用いることで、生活やビジネスが変容していくこと。

※2 Society5.0 (ソサエティ 5 テンゼロ)

サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

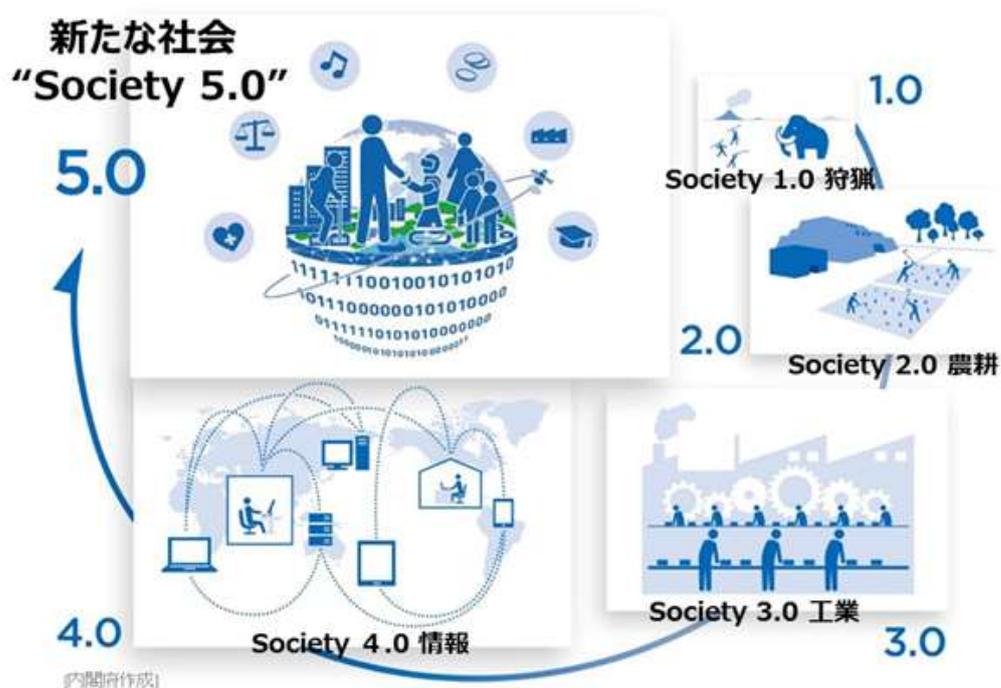
※3 SDGs (エスディージーズ)

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略で、2015 年 9 月の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

※4 ICT (アイシーティー)

Information and Communication Technology (情報通信技術) の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

※2 Society5.0



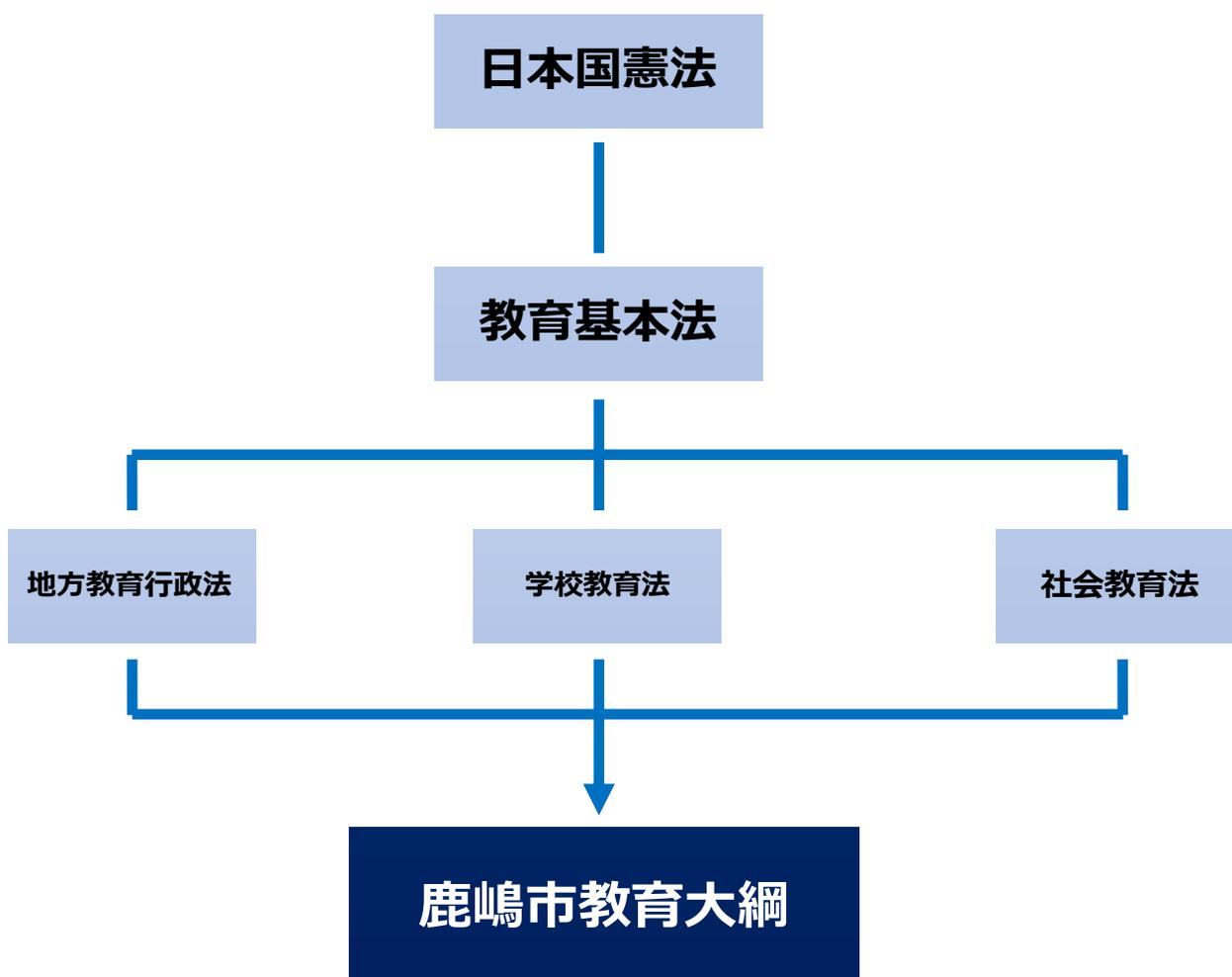
※3 SDGs 17のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(3) 教育大綱の根拠法令

本市の教育大綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）や学校教育法（昭和22年法律第26号）、社会教育法（昭和24年法律第207号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地方教育行政法」という。）に基づき策定します。



教育基本法（平成18年法律第120号）

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（義務教育）

第5条 （省略）

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成18年法律第120号)第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 2 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 3 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 5 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 6 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 7 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 8 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 9 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 10 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

社会教育法（昭和24年法律第207号）

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(4) 教育大綱の実施期間

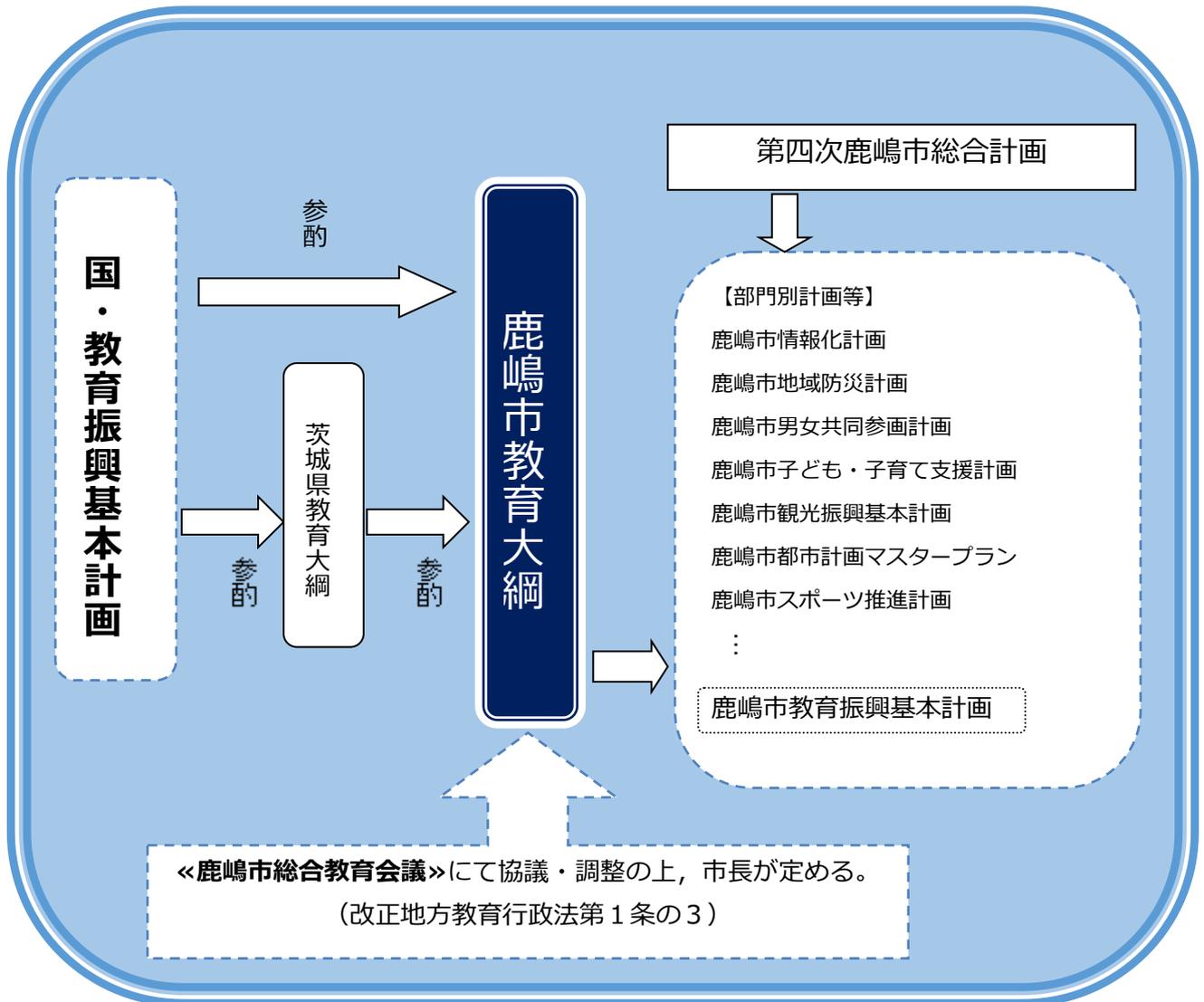
これまで本市の教育大綱は、5～6年を一つの期間として定めてきました。しかしながら、教育大綱は、教育基本法に規定する基本的な方針を踏まえた総合的な施策の大綱であることや、地方教育行政法の規定に基づくものであるため、今後策定する教育大綱については、期間を設けないこととしました。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえ、毎年、総合教育会議^{※5}において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直しを行うものとします。

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
総合計画	第四次鹿嶋市総合計画 (R4～R13)									
教育大綱	鹿嶋市教育大綱 (令和6年度から)									
教育振興基本計画	第Ⅱ期鹿嶋市教育振興基本計画 (～R7)					第Ⅲ期鹿嶋市教育振興基本計画 (R8～)				

※5 総合教育会議

市長と教育委員会が、意思疎通を図り、本市教育の課題や目指す姿を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していくための会議のこと。

(5) 他計画との関係



2 本市教育の基本理念

策定の背景や根拠法令を踏まえ、本市の教育大綱の基本理念を定めます。

主体的に学び 人とつながり 未来をひらく 鹿嶋っ子

私たちが暮らす社会は、「狩猟・農工社会（Society1.0/2.0）」から「工業社会（Society3.0）」へ、そして「情報社会（Society4.0）」へと変わり、現在の私たちは、情報通信ネットワークと切り離せない社会で暮らしています。さらに、「情報社会」に続く「新しい社会（Society5.0）」では、人工知能（AI）^{※6}が私たちの暮らしに大きな影響を与えることとなり、これをどのように機能させ、暮らしに役立てていくのかについて、私たち自身が考え判断し、行動しなければなりません。

このため、私たちは、物事を整理し問題点を把握する能力、解決のための情報を集め、その中から適切な情報を選ぶ能力、自分以外の他者と関わり合い解決に向けた課題を整理する能力、その課題を行動に移す能力を身につける必要があります。

本市では、教育大綱の関連法である教育基本法、学校教育法、社会教育法の規定を改めて確認し、基本理念に掲げる人づくりに取り組みます。

※6 AI（エーアイ）

Artificial Intelligence の略で、一般的には、人が実現するさまざまな知覚や知性を人工的に再現するもののこと。

3 基本方針

基本理念を実践するため、学校教育法及び社会教育法の規定に照らし、以下の通り4つの方針を定めます。

- 1 子どもたちが自ら学び考える学校教育の推進
- 2 人生100年時代を生きるための社会教育の推進
- 3 学びを支える教育環境の向上
- 4 これからの時代を生き抜く力の育成

1 子どもたちが自ら学び考える学校教育の推進

- 基礎的・基本的な知識・技能に加え、主体的・協働的に学び、深く考える学習の実践により、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力、学びに向かう態度を育むとともに、国語教育、算数・数学教育により、物事の本質を見極める力・論理的な思考の獲得を目指します。また、国際理解教育、環境教育、道徳教育、防災教育、キャリア教育等を進め、時代に対応した多様な学びの実現に向けた ICT 教育を推進します。
- 環境・貧困・人権・平和・開発といった現代社会における様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、解決に向けて行動する力を育む ESD^{※7} と、多彩な地域文化・伝統・産業や豊かな自然を活かした学びを通して、郷土への理解と誇りを育み、郷土の未来について考える郷土教育を推進します。

- ・ 学びの基礎となる確かな学力（知識及び技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力等）の習得
- ・ 物事の本質を見極める力と論理的な思考を習得するための国語、算数・数学教育の充実
- ・ 多様性、公平性、包括性への理解の促進
- ・ 多様な学びの実現に向けた ICT 教育の推進
- ・ SDGs の達成に向けた必要な知識とスキルを習得する ESD の推進
- ・ 豊富な地域資源を知り、郷土への理解と誇りを育み、郷土の未来について考える郷土教育の推進



※7 ESD（イーエスディー）

Education for Sustainable Development（持続可能な社会のための教育）の略で、持続可能な社会の創り手を育む教育のこと。

2 人生100年時代を生きるための社会教育の推進

- 市民一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じ、生き生きと学び、気軽にスポーツ・レクリエーション活動や文化活動に親しむことができる環境づくりを推進します。また、人生100年時代をより豊かで主体的に生きることができるよう、学びや活動の成果を地域社会に還元することで、自らが地域社会の担い手として活躍できる社会教育環境づくりを推進します。
- すべての教育の出発点である「家庭」において、基本的な生活習慣を定着させ、社会性、規範意識、思いやりなど子どもの豊かな人間性を育むことができるよう、学習機会や情報提供、相談体制の強化を図り、社会全体で家庭教育を支援します。
- 住みやすいまちで充実した人生を送ることができるよう、地域で支え合う活動を支援し、「互助の精神」を育みます。

- ・地域における学びと文化の拠点としての社会教育施設の整備及び利活用の促進
- ・ライフステージや価値観に応じてスポーツ・文化活動に親しむことができる環境の整備
- ・豊かな人間性、規範意識、社会性を身につけることができる青少年の健全育成
- ・家庭教育を支援するための情報提供の充実
- ・家庭教育や子育てに関する学習機会・相談体制の充実
- ・地域コミュニティ活動の推進



3 学びを支える教育環境の向上

- 小学校・中学校の9年間の義務教育期間において、一貫した教育課程を編成し実施することで、児童生徒の学習環境の向上を図ります。また、ICTを活用した学習環境の整備を行うとともに、児童生徒のより良い学びに向けた教職員の資質向上による授業改善に取り組みます。
- 学校と地域を取り巻く環境の複雑化・多様化に対応するため、地域・保護者・公民館・学校が協力しながら学校運営に取り組むコミュニティ・スクールへの転換を推進します。
- 経済的理由等による教育格差や不登校、いじめ、虐待、ヤングケアラーなど複雑化する課題に対応するための相談支援体制の強化を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが安全・安心で快適に学ぶことのできる教育環境を整備します。

- ・小中一貫教育の推進
- ・ICTを活用した学びを支える教育環境の充実
- ・教育センターを核とした教職員研修体制の充実と授業改善の推進
- ・コミュニティ・スクールの推進
- ・インクルーシブ教育の推進
- ・不登校、いじめ、虐待、ヤングケアラー等に対する、教育と福祉が連携した相談支援体制の強化



4 これからの時代を生き抜く力の育成

○急速な科学技術の進歩と Society5.0 社会の到来、未曾有の自然災害や感染症のリスクといった予測困難な時代において、膨大な情報の中から何が正しく重要かを主体的に判断し、他者と協働して新たな価値を創造することのできる人づくりと、夢や目標の実現のため失敗を恐れることなく自信を持って決断・挑戦し、未来を切りひらいていくことのできる人づくりに取り組みます。

- ・情報を正しく扱い、データや数字を通して事象を考えるデータサイエンス力の育成
- ・顕在化していない本質的な課題を見つけて解決策を導き出す力の育成
- ・失敗を恐れることなく、自信を持って決断・挑戦する力の育成



鹿嶋市教育大綱

令和7年2月

鹿嶋市 政策企画部 政策推進課